

| | 相続放棄 | 相続分の放棄 | 相続分の譲渡 |
|-------------------------------|---|--|--|
| 期間制限 | 相続開始を知ってから3か月以内 | なし（遺産分割の前） | なし（遺産分割の前） |
| 手続方法 | 管轄の家庭裁判所に、所定の書類を揃えて相続放棄の申述 | 特に制限なし ※相続放棄証書への署名・押印等 | 特に制限なし |
| 誰に対して／誰との間で | 家庭裁判所 | 家庭裁判所への届出（調停・審判中）又は他の相続人への意思表示 | 譲渡人・譲受人との間の合意 |
| 遺産分割手続への参加 | 不要 | 不要 | 不要 |
| 積極財産（プラスの財産）の承継 | しない | しない | しない |
| 消極財産（マイナスの財産、借金など）の承継 | しない | する 但し、遺産分割による債務承継することになった者へ自己の支払った分の返還を求めることは可能 | する 但し、譲渡人や遺産分割による債務承継することになった者へ自己の支払った分の返還を求めることは可能 |
| 相続人自体が変動するか（後順位相続人へ相続権が移転するか） | あり | なし | なし |
| 他の相続人の相続分の変動（譲受人が相続人の場合） | 放棄者が最初から相続人ではなかったこととして、あらためて相続人とその相続分が決まる | 放棄者の相続分が、他の相続人の相続割合に応じて帰属。他の相続人全員の相続分が増加 | 譲受人の相続分に、放棄者の相続分が加算される |